

## 致遗华日本人等的配偶 关于“配偶支援金”的通知

- 自平成26年10月起，  
遗华日本人等去世的情  
况下，向特定配偶<sup>\*1</sup>支付  
配偶支援金。
- 配偶支援金是考虑到  
与遗华日本人等长年共  
历艰辛的配偶的情况，对从回国定居前就一  
直相伴的配偶，支付相当于老龄基础年金的  
三分之二的金额<sup>\*2</sup>的支援金。
- 配偶支援金不属支援给付的收入认定对  
象，在支援给付之外支付。领取该支援金需  
要提出申请。请向支援给付的实施机关申请。
- 另外，在遗华日本人等去世后再婚的配偶  
等，无权领取支援给付的情况下，则  
不属配偶支援金的支付对象。



\*1 特定配偶是指，从遗华日本人等回国定居  
以前就一直相伴的配偶。

\*2 平成26年4月起的老龄基础年金额(满額)  
为64,400日元。因此，相当于老龄基础  
年金额三分之二的配偶支援金的支付金额  
是 $64,400 \text{ 日元} \times 2/3 = 42,933 \text{ 日元}$ 。

- 详情请咨询支援给付实施机关或支援咨询  
员。

厚生劳动省社会・援护局援护企画課  
中国残留邦人等支援室

## 中國残留邦人等の配偶者の方へ 「配偶者支援金」のご案内

- 平成26年10月から、中国残留邦人等の方が  
亡くなられた場合に、特定配偶者<sup>\*1</sup>の方  
へ配偶者支援金を支給します。
- 配偶者支援金は、中国残留邦人等の方と  
長年にわたり劳苦を共にされてきた配偶  
者の方の事情に配慮し、永住帰国する  
前からの配偶者の方へ、老龄基礎年金の  
三分の2相当額を支給<sup>\*2</sup>するものです。
- 配偶者支援金は、支援給付の収入  
認定の対象にはせず、支援給付に加え  
て支給します。この支援金を受け取るには  
申請が必要です。支援給付の実施機関に  
申請してください。
- なお、中国残留邦人等の方が亡くなられ  
た後に再婚された方など、支援給付を受  
ける権利を有していない場合は、配偶者  
支援金の支給対象とはなりません。
- \*1 特定配偶者とは、中国残留邦人等が永  
住帰国する前から継続してその配偶者で  
ある方をいいます。
- \*2 平成26年4月からの老龄基礎年金額  
(満額)は64,400円。したがってその3  
分の2相当額である配偶者支援金の支給  
額は、 $64,400 \text{ 円} \times 2/3 = 42,933 \text{ 円}$ です。
- くわしいことは支援給付の実施機関、ま  
たは支援・相談員におたずねください。

厚生労働省社会・援護局援護企画課  
中国残留邦人等支援室